

(お知らせ)

令和 8 年 6 月 5 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、FAC5127鹿屋飛行場の財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場の財産の限定使用について
承認年月日	令和8年6月5日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場
合意対象所在地	鹿児島県鹿屋市
合意対象面積等	土地：約 572,000 m ²
	水域等：－
	建物：6棟、約 9,400 m ²
	工作物：滑走路、駐機場、誘導路等から構成される工作物一式 (関連備品を含む。)
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、「ヴァリアントシールド2026」及び「オリエント・シールド26」を含む、共同訓練及び演習を実施するため、日米地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として、標記施設の財産を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

- 土地：約 572,000 m²
- 建物：6棟、約 9,400 m²
- 工作物：滑走路、駐機場、誘導路等から構成される工作物一式（関連備品を含む。）
- 使用期間：
 - (1) 撤収のための期間を含む、令和8年6月22日から同年10月15日までの間
 - (2) 必要に応じ、訓練の展開のための追加期間

